

裾野市告示第58号

裾野市観光基本計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

裾野市長 大橋 俊二

裾野市観光基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 裾野市の観光の方向性を示すとともに、これらを継続的に推進するための指針となる裾野市観光基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、裾野市観光基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 基本計画を推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 観光関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募による者
- (4) 農業関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から基本計画の策定が完了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、産業建設部商工観光室において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。